

令和 7 年度第 1 回山梨県環境整備センター安全管理委員会議事録

(通算第 51 回)

日 時：令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時 5 分から

場 所：山梨県環境整備センター 会議室

出 席 者：○安全管理委員会委員

北杜市副市長	山内 一寿
北杜市明野総合支所長	皆川 賢也
上神取地区長	皆川 和直
浅尾新田区長	横山 幹夫
浅尾区長	篠原 眞清（代理出席）
山梨大学名誉教授	坂本 康
明星大学教授	宮脇 健太郎
山梨県森林環境部理事	小澤 浩
山梨県森林環境部環境整備課長	中川 直美
山梨県中北林務環境事務所長	金丸 悟
山梨県環境整備事業団副理事長	草間 聖一（事務局兼務）
山梨県環境整備事業団事務局長	新井 純 （ ” ）

○関係者

山梨県森林環境部部長	齊藤 武彦
山梨県森林環境部主幹	有泉 和紀

○事務局

山梨県環境整備事業団総務係長	高橋 大輔
山梨県環境整備事業団副主査	川口 佳佑
（山梨県森林環境部環境整備課副主査）	

○欠席

北杜市市民環境部長	平井 ひろ江
北杜市環境課長	末木 陽一
御領平地区長	清水 春男
下神取地区長	清水 勝
中込地区長	清水 道浩
浅尾原地区長	芦沢 昭夫
東光地区長	貝瀬 勇
東京海上ディール（株）主席研究員	杉山 憲子

配布資料

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 安全管理委員会設置要綱
- ④ 委員名簿
- ⑤ 資料 1 環境モニタリング結果について
参考資料 環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要
- ⑥ 資料 2 PFOS 及び PFOA モニタリング結果について

〈司会〉

定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年度第 1 回山梨県環境整備センター安全管理委員会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、山梨県環境整備事業団の者です。よろしくお願いいたします。

本日オンラインでの出席となっております委員におかれましては、こちらからの音声は聞こえていますでしょうか。

〈委員(学識経験者)〉

どうぞよろしくお願いいたします。

〈司会〉

よろしくお願いいたします。

また、本日は地元選出の県議会議員の方がお見えでございますので、ご紹介させていただきます。
福井 太一議員でございます。

初めに、山梨県環境整備事業団副理事長より挨拶を申し上げます。

〈事務局〉

皆様、おはようございます。副理事長でございます。

本日は、年 2 回、定期的開催しております安全管理委員会の本年度第 1 回の開催をお願いしたところ、お忙しい中を、委員の皆様方にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より当事業団の運営等にご理解とご協力をいただき、この場をお借りして、感謝申し上げる次第でございます。

さて、本日の議事ですが、一つ目は、環境モニタリングの結果といたしまして、昨年度第 2 回の委員会において報告いたしましたそれ以降の状況について、説明させていただきます。

二つ目は、今回からの報告になりますが、県がモニタリングを実施しております PFOS 及び PFOA の結果について、ご説明があります。

各委員には、これらのモニタリングの結果報告につきまして、ご意見等をお願いしたいと存じます。

なお、5 月に開催した臨時の安全管理委員会において提案がありました「環境整備センターの今後のあり方」につきましては、本日の議事とは 別に、県から説明があります。

最後に、事業団では引き続き、放流水などの水質等を注意深く監視し、適時適切な処分場の管理・運営を実施して参りますので、委員の皆様方には、今後ともご指導、ご助言をいただけますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

〈司会〉

それでは、議事に先立ちまして、委員の皆様にお配りした資料の確認をさせていただきます。お配りした資料を上から順に、まず、A4 判の「次第」「席次表」「安全管理委員会設置要綱」「委員名簿」、

次に、事業団からの資料として A3 サイズ横長の資料で、「環境モニタリング結果について」、こちらは各調査地点とそれに対応する調査結果を追やすいように、地図とデータに資料を分けてお配りしています。次に A4 サイズ 1 枚の資料 2「PFOS 及び PFOA モニタリング結果について」です。

資料は以上となりますが、不足等がありましたら、事務局までお知らせ願います。

ここで、傍聴者の皆様にお願いがございます。会議中は、入口や壁に掲示しました「傍聴者の注意事項」を遵守していただきますようお願いいたします。万が一、遵守されない場合は、退席をお願いすることとなります。そのような場合は次回以降の傍聴をご遠慮いただくこともございますので、ご了承ください。

次に委員の皆様にお願いがあります。

本委員会につきましては、議事録を作成し、公表しているため、議事をすべてマイクをとおして録音させていただいております。このため、ご発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。

また、マイク使用後はハウリング防止のため、一度マイクの電源を切っていただき、ご発言の度にマイクの電源をいれていただきますようお願いいたします。

マイクは各机に一つありますので、大変恐縮ですが、近くの方は次の発言者にマイクを回していただきますようご協力をお願いいたします。

最後になりますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください、電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

お手元にあります、安全管理委員会設置要綱をご覧ください。当委員会は、設置要綱第 4 条の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、委員長に議長をお願いいたします。恐縮ですが、委員長には議長席へご移動をお願いします。

〈議長〉

それでは議事を始めさせていただきます。委員の皆様方には議事が円滑に進められますようご協力をお願いいたします。なお、他の予定を組まれている方もいらっしゃるかと思いますので、本委員会は正午には終了できますようご理解、ご協力をお願いします。

今日は傍聴の方が多いようなので、ちょっと丁寧に基本的なことから説明したいと思います。まず、傍聴の注意が壁に貼ってありますが、読ませていただきます。

(1 から 7 まで傍聴の心得を説明)

委員長は私なので、私から注意することになると思います。

それから今日の議題ですが、この会議そのものが事業団の方から最初に説明がありましたとおり、毎年 2 回、夏と冬に行っています。その目的は何かと申しますと、あとで説明がございましたけど、この処分場を造るにあたって、決め事があります。

A4 のこの参考資料に書いてありますが、法律では廃棄物処理法に則って造るのですが、処分場の場合はそれに加えて公害防止協定というのを地元と締結することになっています。この処分場についても公害防止協定が締結されていて、そこには周りの環境についての基準が書いてありまして、それについてこの安全管理委員会で判断するということになっています。

公害防止協定では、国で定める基準の概ね 1/10 という 10 倍厳しいもので設定してあります。そ

れに基づいてこの処分場からの放流水について、ちゃんと基準が守られていたか、それから処分場の外の川とか、地下水に影響がないということを、この委員会で判断していただくことになっています。

この処分場の敷地の外の基準というのは、いわゆる環境基準ということで、日本全国で定められているもので、国が定めているものです。それが概ね水道水の基準に準じているということですから、川とか地下水というのは環境基準で定められている地点では、ほとんど飲み水と同じように保とうというのが環境基準の基本的な発想です。川とか地下水に影響を与えないということを担保するため、この委員会では公害防止協定として定められた、法律よりも厳しい基準と、この処分場で測っている水質が適合しているかどうかというのが大事だということが、この委員会の目的です。

最初に申し上げましたように、夏と冬に1回ずつ開催しているのですが、今回については5月の臨時の委員会を開いています。それは県からの話だったので、今日はまずその臨時の委員会での話に関わることだと思いますけど、県の方からお話をいただくことになっています。

では、前回の臨時安全管理委員会に引き続き、山梨県森林環境部の部長及び主幹から出席の申し出があり、本日来ていただいております、この委員会として出席を認めています。まず部長から発言の申し出がありましたので、許可します。それでは部長お願いします。

〈森林環境部長〉

山梨県森林環境部長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

5月の安全管理委員会におきまして、明野処分場の今後のあり方について、県から3つの提案を行いました。

その後、県と北杜市に対し、住民の方々によります「要望活動」が行われたところであります。

これを受け、先月29日には大柴北杜市長が長崎知事を訪問し、「明野処分場の今後のあり方については地元の理解が重要であり、地元の声をしっかり聞いて欲しい。」との要望がありました。

この流れの中で、今後とも地元の方々のお声は十分に伺っていく必要性について改めて認識したところです。

また、地元市長からの要望は、県にとりまして重く受け止めるべきものであります。

そのため、当日、知事からは、「拙速にことを進めることなく、一旦立ち止まり、地元の皆様の御意見を丁寧に伺い、対話を重ねながら慎重に対応していく。」旨のコメントがありました。

従いまして、前回の安全管理委員会におきまして、私から「次回の安全管理委員会において、跡地利用の具体案などについてご説明する。」と申し上げましたが、本日は行わないことといたします。

改めまして、最終処分場を受け入れていただきました明野地域の皆様に対する感謝の念は今も変わらないことを申し上げます。

今後につきましては、北杜市と相談しながら、この安全管理委員会での議論を通じ、また地域の皆様との様々な対話の機会を捉えながら、慎重に進めて参りたいと考えております。

引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

〈議長〉

ありがとうございました。

前回、5月のこの会議で、将来的なものを県の方から示していくということだったんですけど、知事の方から時間をかけてしっかりやる、ということで北杜市とか、地域の方に説明して理解を得るための作業をしているために、将来計画的なものはしばらくお待ちください、というお願いかと思います。

これについて委員の皆様、何かよろしいですか。よろしければこの会議の本題に行きたいと思えます。よろしいでしょうか。

〈委員(地元代表)〉

よろしいですか。今の部長さんの発言に対しての質問とか、今日の議題とは別に、説明を用意してくださっているようなお話の向きですけれども、後ほどその説明を頂けるということでよろしいですか。それとも今の部長さんのお話でもう全ておしまいということですか。

〈議長〉

具体的なものを検討できなかったということです。

〈委員(地元代表)〉

でしたらですね、今日大勢の皆さんが非常にここの安全管理委員会で重要な話がされるんじゃないかということで、ご覧いただいているように、大勢の心配される皆さんが今日駆けつけてくださっております。

今、部長さんのお話の中で知事が立ち止まれと言ったから、一旦、拙速にことを進めることはしないと。前回提案をした3つの項目がありますが、その最後の3つ目の跡地利用に関しては今日は提案しません、というお話でしたけれども、安全管理委員会の委員として、先般お話にありましたように、北杜市さんが知事に地元の要望を持っていついていただいたという大変貴重な活動をしていただいたと思っておりますが、そこでのやりとりというのは実際どんな内容で行われたかと、それぞれの当事者の皆さんの受け止めを是非この安全管理委員会の中で、分かる範囲で結構ですから、簡略で結構ですからお話をいただきたいなど。私も安全管理委員会の委員としても、そこは非常に関心を持たざるを得ません。地元に戻って各行政区でも説明しなくてはなりませんので。

ただ単に報道で私もは知っているだけです。北杜市の市長が要請を行った。それに対して知事が一時立ち止まると答えたという趣旨の報道はされておりますけれども、実際どのような内容が北杜市さんから知事に要望がされ、そして北杜市はその時、知事がどのように北杜市の要望を受け止めたとお考えでいらっしゃるのか。できる範囲でお話をいただきたい。

それから、後には山梨県の担当部長さんに知事の答弁された内容についてもご質問をさせていただきたいと思えますので、まず大変恐縮ですが、北杜市の方からその辺の内容を概要で結構ですので、ご発言をいただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。

〈議長〉

委員の皆さんよろしいですか。よろしければ北杜市からお願いします。

〈委員(北杜市)副市長〉

よろしくお願いいたします。ただいま委員から質問があった件についてでございますけれども、先般8月29日に大柴市長の方から長崎知事の方に、この処分場に係る要望ということで、直接手渡しさせていただいたところでございます。

内容については、5月のこの臨時安全委員会で、県の方から廃棄物処理法に基づく処分場としては廃止をするという方針が示されたということでございますけれども、しかしながら、苦渋の決断のもとに最終処分場を受け入れた明野町の住民からは、現在はもとより将来にわたって処分場周辺の生活環境が保全されることを強く要望されているということ。

また、今後の処分場のあり方についても、大変心配の声が寄せられているということでございまして、これを大柴市長としても重く受け止めたというところでございます。

このような状況で、知事の方に最大限のご配慮、またご対応をお願いして、明野処分場の今後のあり方については、地元の理解が重要であるということ。そして明野町の住民の声をしっかり聞くということが一点。

そしてもう一点は、明野処分場周辺の生活環境保全のため、安全対策を講ずるとともに明野町の地域振興に取り組むこと。この二点を知事に直接書面をもって要望したというところでございます。

それを受けて、長崎知事におかれましては、この大柴市長の要望について大変重く受け止めていただいたというご発言をいただいたところでございまして、今後も県としては真摯に地域の、明野の地域の住民の方々との信頼関係の構築に向けて取り組んでいく、という内容の発言、また先ほど部長の方からもお話がありましたように、県としては拙速にこのことを進めるのではなくて、一旦立ち止まって、地元の皆様の意見を丁寧に聞きながら、対話を重ねていくという話もいただきました。

併せてこの処分場の安全対策に万全を期し、そして明野処分場の地域の将来などについても、地域の皆さんとともに意見を伺いながら取り組んでいくということで、お話をいただいたというところでございまして、市としては地元の思いをしっかりと知事に伝えることができたのかなというふう考えているところでございます。以上です。

〈委員(地元代表)〉

ありがとうございました。内容に関しても地元の心配する声、それから地元の将来に関して、しっかりと考慮していただく旨を、知事の方へ市長として、地元北杜市の代表者として、山梨県知事にそのことを伝えたということであると理解をさせていただきました。

それを受け止めて、知事も一時立ち止まるというご発言があったと理解をさせていただいておりますが、さて、部長さんをはじめ、担当課長さんにもお聞きしたいと思いますけれども、その時に、知事が一時立ち止まるというご発言をされたことは、先ほど来申し上げておるところであります、何を立ち止まるのかを知りたいんです。

具体的に申し上げれば、廃止の手続きに入るのを立ち止まるのか、それとも地元と結んでいる協定の見直しの作業を一時立ち止まるのか、何を立ち止まろうとしているのか、是非教えていただきたいと思います。

〈議長〉

県からお願いします。

〈森林環境部長〉

まず、先日の市長さんの要望につきましては、先ほどの副市長さんのご発言のとおりであります。地元の市長さんからの要望を大変重く受け止めたところです。

ご質問、一旦立ち止まるというところでございますけれども、私どもは前回の安全管理委員会におきまして、提案という形で、今後の明野処分場のあり方について提案をしたところで、その時にも皆さん方としっかり、当然意見交換等をしながら進めていくつもりではございました。

ただ、市長さんから改めてご要望をいただいたということで、今後は今まで以上に住民の方々の声をしっかり聞いて進めていくということでございます。

今後の具体的な進め方につきましては、北杜市とも相談しながら、皆様方と対話を重ねながら、というところでございます。以上です。

〈委員(地元代表)〉

ありがとうございました。私の質問にお答えをいただけてないなと感じております。

丁寧に地元住民の対応をしていくというのは、もう前回も、今のお話の中にもありましたように、前回もお話しされていることです。当たり前のことだというふうに思います。

しかし、知事が一旦立ち止まると言った以上はですね、何を立ち止まるかっていうこと、何らかを想定されて知事は発言されたと思わざるを得ません。何を立ち止まるのか。そこのところを私どもは非常に関心を持っております。このことが今もし明確にお答えいただけるのであれば、実はこういうことを一旦立ち止まって、もう一度検討し直します、という内容がもしあれば、お伝えをいただきたいと思います。

丁寧に地元対応をしていくのは当たり前のことであって、それは一度立ち止まる話ではないと私は思います。それはあえて知事がそんな発言しなくても、大柴市長がわざわざ、地元の要望を受けて、様々な方から要望を受けていると思います。市民の方からいろんな方から要望を受けていると思います。それを持って率直に知事へも要望に行かれているわけでありまして、それを真摯に受け止めてくださったと知事が発言していますから、その言葉は信頼をさせていただきたいと思いますが、一番大事な、今後どういうふうはこの処分場問題の道筋を立てていくのかという部分で言えば、その一度立ち止まるっていう言葉は、非常に私たちは色んな意味合いを考えてしまいます。

そこを是非わかりやすくお答えいただける範囲の中で、再度お答えをいただくことができれば、大変ありがたいと思います。私どもも今後の対応の中でしっかりとこのことを受け止めて、私たちとしての考えを明確にしていきたいという思いも持っておりますので。もしよろしければ、もう一度ご答弁いただけるとありがたいです。

〈森林環境部長〉

繰り返しになりますけれども、地元の皆様のご意見を伺いながら進めていくところでございます。以上です。

〈議長〉

ちょっと私の感想なんですけど、今の話、第三者で聞いていると、市が要望し県が受け止めた。そこまでの話です。じゃあこれからどうするのっていうのは私もわかりません。

普通だったら市と県と、あと他の人を混ぜて、その後のことを考える委員会を作るとか、具体的な動きがあってもいいと思うんですけど、県としてはあくまでも県の中の事務として考えていくということでしょうか。

〈森林環境部長〉

繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、今後、北杜市としっかりと連携しながら協議しながら、地元の皆様との対話を重ねながら、対策を練っていきたいと考えております。

〈議長〉

北杜市はどうですか。連携と言っていますが、具体的に何かやろうと考えていますか。

〈委員(北杜市)副市長〉

特に今の段階ではそういう委員会を設立するとか、そういうことは考えておりません。

ただ、この件についてはやはり地域の皆様の意見を、市としても丁寧に聞きながら、そしてまた、県ともその内容を共有しながら、そして連携しながら、取り組んでいくと、そういう状況でございます。

〈議長〉

了解しました。市と県がやりますよと言っていますが、それを見守るとすると、県議会とか市議会とか、そっちでやっていただくということですかね。

それでは他にいかがですか。

〈委員(地元代表)〉

改めて確認をさせていただきますけども、部長さんが前回の安全管理委員会で発言された県の方針、早急に廃止に向かったの手続きを進めていくという考え方と、公害防止協定の見直し、それができなければ廃止はできませんから。その見直しの作業は今後も変わらず続けていくという、従来の方針には何の変更もないということで受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

〈森林環境部長〉

お答え申し上げます。前回5月にご提案いたしました3つの提案につきましては、庁内での議論を重ね、処分場の現状を鑑み、提案したところでございます。

その方針そのものについては、県としても大事な提案と考えておりますので、これをもって撤回というところではございません。ただ、進め方につきまして、市長さんからは丁寧な対話、拙速に進めることなくやって参りたいという知事のコメントもありましたように、北杜市とも連携をしながら、慎重に対応して参りたいということでございます。

〈議長〉

前回もそうだったのですが、廃止という言葉に引きずられているところがあって、県が言っている廃止というのは、廃棄物処理法の処分場の廃止という意味です。それで放っておくということではなく、処分場はそのまま残っているわけだから、それについては県も責任持ってやるというように理解したのですが。

〈委員(地元代表)〉

委員長、大変申し訳ないですけど、そこにごまかしがあるんですよ。法的な廃止の手続きだけをさせてください、でも水処理は続けますよ。廃止をしたら水処理なんかないはずですよ、本来は。

浸出水が安全だと、そのまま流域に流しにても安全だ、ということで廃止が認められるわけですよ。廃止をした後にまだ水処理をしなくてはならない。そういうことを言われているわけですよ。非常に矛盾する話をされているわけです。だから地元は心配するんですよ。

そのことを何度ここで訴え、話をさせていただいても、そのことに対する考えは一切受け入れていない。だから市長が申し出をした時に、山梨県の代表である知事が、市長の心配、地元の声、これを真摯に受け止めますという言葉を使って発言しています。

何を真摯に受け止めたのか、私に言わせれば、真摯に受け止めるということは、地元のこの安全管理委員会でも心配の声があがって、そんなやり方おかしいじゃないか、という話が出ている。さらには市長のところに多くの要望が届いている。それを受けて市長は知事のところへ出向いているわけです。そして、そこで知事は真摯に受け止めますと発言した。真摯に受け止めていないじゃないですか。方針が何も変わっていない。

私たちはその方針をおかしいと、県が示した3つの方針はおかしいよと、地元との約束はどうなっているんだ、ということを含めて再々指摘をしているし、市長のところへ行かれた誰しもが同じことを言われていると思います。

それを持って行って、知事は真摯に受け止めますと言った。そして今、直接の担当者の部長さんの発言を聞けば、何の方針も変わっていません。ただ地元を説得するのを丁寧にするだけです。そんな話がありますか。私はもう納得できません。姿勢が全然変わってないじゃないですか、山梨県の姿勢が。

これだけ色々な方が声を上げたり、この委員会の中でも発言を、意見を言わせていただいているけど、何らそれを受け入れようとしてないじゃないですか。そうじゃないでしょうか部長さん。

〈森林環境部長〉

繰り返しになりますけど、5月に私ども、様々な状況、事情の中で提案をいたしました。

県の考えが正しい、と言って進めていくものでも当然ございませんし、皆様方とも意見交換、対話を重ねながら進めなければならないのはおっしゃる通り大前提ということでもあります。

ただ、そこに市長さんの方から、しっかり地元と話をしてもらいたいというところでありましたし、知事からもしっかり一旦立ち止まりながら慎重にやっていくという話もありました。

今後は、皆様との対話、意見交換を進めていきながら、より良い方向性を見いだしていきたいと考えております。以上です。

〈議長〉

廃止という制度上のことは置いておいて、廃止に向けてということですね。だから一旦廃止というのを前提としないで、廃止に向けて考えていくということじゃないかと思います。いかがですか。

〈委員(地元代表)〉

国の廃止基準は再々説明も受けていますけれども、一番ポイントは環境基準を二年間にわたって安定的にクリアしているということが大前提です。その基準っていうのはじゃあ何ですか。課長さん、その基準っていうのはどういう内容でしょうか。教えてください。

〈委員(山梨県)〉

廃棄物処理法で最終処分場を規制の対象としておりますけれども、それは周辺生活環境保全上の支障を防止するための基準ということでございます。

〈委員(地元代表)〉

私の言葉が足りなかったですね。

この処分場における、国が示している基準というのは、どの数字のことを言うのでしょうか。

〈委員(山梨県)〉

この処分場については、国の基準より厳しい協定の基準が定められています。協定の目的ですが、周辺生活環境保全上の支障、公害の発生を防止するために必要という基準として、協定基準が定まっている、と考えております。以上です。

〈委員(地元代表)〉

とすれば、この明野の処分場は廃止基準を満たしていない、という状況ですね。

〈委員(山梨県)〉

今はほう素マンガンの二項目が安定的に協定の基準をクリアできていない状況ですので、そういったことでは当然協定の基準を満たせないということで、廃止できないということでございますけれど、昨年度の最終処分場の専門家の先生方による調査検討委員会でご検討いただいたことを踏まえまして、県からの提案をさせていただきました。以上です。

〈委員(地元代表)〉

ちょっと違う観点で教えていただきたいのですが、ここの水処理施設は私どもは高度処理をしている水処理施設だと、通常の水処理ではないという説明を受けておりますけど、それは間違いないでしょうか。

〈委員(山梨県)〉

通常最終処分場ではBODなどを処理するための生物処理であるとか、あとは砂ろ過施設ぐらい

ですが、ここの処分場ではそれに加え、今おっしゃるような、それを超えた高度な処理施設が設けられているということは間違いございません。

〈委員(地元代表)〉

ということは、なんであえてそういう投資をして高度な処理施設を造ったかといえば、国の基準を 10 倍上回る基準を設定して、それを地元の皆さんに約束をして、それをクリアするための水処理施設として余分なお金をかけて造られているわけですね。その私の認識は間違っていないですか。

〈委員(山梨県)〉

廃棄物処理法では、維持管理基準として定められた協定の基準をクリアできる処理施設があつて許可されるということです、今おっしゃったことは間違いがないと考えます。

〈委員(地元代表)〉

そうしますと、この処分場を設置するときに、山梨県議会の議決というか、承認もいただいて設置されたと思いますけども、その時に通常の処分場よりは 10 倍厳しい基準を設けているので、水処理施設は高度の施設を造りますということで、当然流れの中で予算も承認をいただいて設置されていると私は思っておりますけれども、その認識でよろしいでしょうか。間違っておりませんか。

〈委員(山梨県)〉

県の設置ではございません。県と産業界、市町村で出捐されて設置された環境整備事業団が設置したものでございますので、県議会でこの設置費用が予算化されたというのは少し違うのかなと。

〈委員(地元代表)〉

その点はじゃあわかりました。そうしますと、私が申し上げたいのは、国の基準の 10 倍という厳しい基準を作って、地元の皆さんに安心していただくと。で、そこへはお金も余分にかけられているでしょう、当然。

そのような処理施設を造られてきているわけですね。ということは、ほう素にしてもマンガンにしても、それをクリアするための施設として水処理施設へはお金をかけているわけですね。そうですね。それでその機能を発揮するために、今 1 年間に 1 億云々かかっている。それが無駄なお金みたいな受け止めをされているような話が再々出てきますけれど、おかしいじゃないですか。

当初からそれを想定の上でこの水処理施設を造られているんでしょう。1 億かかることも想定の上で造られているわけでしょう。それを今になって毎年 1 億をあたかも余分にお金をかけているみたいな、他へ使わなくちゃならない、県の予算を他に使うところが一杯あるみたいな話をされるのはおかしくないですか。最初からこのお金がかかることを承知で施設も造っているじゃないですか。クリアするまでやるのが当然じゃないですか。そういうことで私は再々違う言い方で今までやってきましたよ。地元との約束じゃないか。

その中身を、今話をさせていただければ、具体的に言えばそういうことも考えてもらわなくてはならな

いことだと思っんですよ。それをちゃんとクリアするまで続けるのが山梨県の責任じゃないですか。地元との約束を果たすことに繋がることじゃないですか。当然のことだと私は思います。

〈議長〉

1 億かかるなら、このまま 1 億かけてやってくれと、端的に言うということですか。

〈委員(地元代表)〉

当初から予定しているわけですから。当初から予定をして水処理施設を造っているわけですよ。それが地元との約束でしょう。10 倍の厳しい基準を作るから安心して下さい、受け入れてくださいと、それを実践しているわけですよ。

今になって、当初そういう約束をしておきながら、今になったらその 1 億を改めて専門家の皆さんの力を借りて検討したら、もうそんなものは必要ないみたいな言い方をする。だったら最初から 10 倍なんて基準をなんで作ったという話ですよ。

地元の理解を得るために県が苦渋の決断されたわけですよ。そこまで県は安全性をしっかりと見つめている、地元の皆さんの生活環境の保全に力を注ぐんだ、という考えでスタートしているじゃないですか。

それを 2 項目が何としてもクリアできないから、悪いですけど協定を変えてください。協定を変えれば廃止基準をクリアすることができますから。そんな話は恥ずかしくないですか山梨県さん。地元に対して。私はそう思います。

〈議長〉

そんなこと言っているんですか。

〈委員(地元代表)〉

言っているじゃないですか内容として。当初約束したものを換えようとしているわけじゃないですか。今、2 項目を外そうとしているじゃないですか。

〈議長〉

それは私は知らない。

〈委員(地元代表)〉

委員長さん一番大事なところをちゃんと知っておいてもらわないと困りますよ。

〈議長〉

県として、今のところに関して何かありますか。

〈森林環境部長〉

委員のお考え、まさにこういったお考えが表明されるのも、前回市長さんが要望されたように、まだ

まだ地元の方々の理解が十分でないと思っています。今日も先ほど申し上げましたように、安全管理委員会の議論、また対話の機会を設けながら、というのは正にこういったところでございまして、色々なご意見を頂きながら、今後の方向性を議論する際に生かしたいと思っているところです。

〈委員(地元代表)〉

もう一つ聞かせてください。そもそも地元の理解を得るためには、まず大前提で、県は3つの提案をこの前されていますけど、その提案はなんら間違いのない提案なんだという、そういう考え方だけで地元の皆さんの理解を求めようとしたら、それは無理な話ですということを明確に申し上げておきます。

山梨県も立ち止まるって言ったんだから。考えなくちゃいけないですよ。提案した中身を。本当にこれで地元の皆さん理解得られるだろうかと。地元の皆さんの心配、これから将来のこの地域の生活環境の保全も含めた安心を得ることができるかっていうところを考えて、一旦決断したものを立ち止まったんでしょ。立ち止まってもう一度考えてくださいよ。ご自身たちが決断した内容を。私はそう受け止めたい。知事の一旦立ち止まるという発言。そうでなければ私は地元の一人としては、私は理解できませんし、納得できません。

丁寧に話をすれば良いという問題ではないと思います。ことの本質がちゃんと理解を得られる内容かどうかが一番問われているんです。そこを真摯に考えようという気持ちがなくて、何の丁寧な説明になるんでしょうか。

今、部長さんが答えられていることはそういうことですよ。自分たちの示したものは何ら間違いはない。あとは住民の理解が得られていないから理解してもらえばいいんだ。違いますよ。その認識を改めていただかないと、地元の理解なんて得られないと私は思います。それについて部長さんいかがですか。

〈森林環境部長〉

今日のご意見は承って、今後の方向性の検討にさせていただきたいと思います。

〈委員(地元代表)〉

よろしくお願いします。もう一点だけすみません。高度処理ということに関して、なぜあえて質問させていただいたかと言いますと、委員長も加わってくださっている、廃棄物学会の廃棄物埋立処理研究部会というところを取りまとめている報告書がございまして、これは京大が廃棄物最終処分場廃止基準の調査、評価ということで、専門の方々が廃止基準の運用に関しての様々な問題点と言うか、運用していく上での問題というのを様々な観点で取りまとめて大変厚い冊子になっているんですね。

その中に、こういう書き方がされているところがあるんですね。「高度処理をしているところ、より安全性を高めるための高度処理をしている処分場においては、廃止基準をクリアするのは大変厳しくなる。ですから、実態として廃棄物最終処分場の中に、その基準を満たせないで半永久的に水処理をしなくてはならない事例が出てきている。」というところがしっかりと書かれているんですよ。

ここの明野の処分場も全くその通りで、国の基準の10倍という厳しい自主基準を作られましたから、それをクリアするための水処理施設を造られているということになると、非常にそれをクリアするの

は難しい。現実の問題として、ほう素・マンガンという2項目が今になってもクリアできない。そういうことを廃棄物学会のまとめられた本の中では指摘をされているのかなと私は読みながら受け止めましたけど、委員長も執筆されていると承知しておりますけど。

〈議長〉

その委員会には私は関わっておらず、学識経験者の委員が書いていると思います。先生何かコメントございますか。

〈委員(学識経験者)〉

その通りだと思います。各地でも廃止基準を超えられないという事例が複数出ているというのは存じ上げております。

〈議長〉

それが現実としてあるということを書いただけで、それを学会としてどうこうしろと言ったわけではないですね。学会としてはできない。

〈委員(学識経験者)〉

そうですね。

〈委員(地元代表)〉

別に私は学会でどうのこうのと言うつもりはありません。専門の先生方がそういう指摘をされていると、そこは私たちのこの明野処分場のこれから廃止の手続きをしていく上でも、非常に問題になってくる部分ではないかなという理解をさせていただいているということをお知らせをさせていただいているだけであって、学会云々とかそんなことを申し上げるつもりはありません。

〈議長〉

学会がそのような書き方をしたというなら、明野だけでなく日本全国、いっぱいとは言えないかもしれませんが、かなりの数があるでしょう。それについて、学会はあるという認識はしましたが、どうしてとは言えない。それはそういう認識があるということを受けて、それぞれの処分場の管理者などが検討しなければいけない、ということで、その管理者や県に球を投げたみたいな感じですかね。

〈委員(地元代表)〉

それをどうするかという話は、またこれから先、また安全管理委員会の中でも、色々県の考え方を聞きながらやっていかなければならないことかなと思います。

〈議長〉

はい。それではこの議題について、最後に県や市から追加での説明はございますか。大丈夫ですか。

廃止に向けて、というのは重い話なので、この委員会の中でやりきれんかどうか、ちょっとわからないので、また組織的なものも含めて考えていただければありがたいと思います。それではこれについて一旦締めまして、この会議の本題にあたるかと思いますが、事務局から資料に基づきまして、環境モニタリング結果についてという議題について説明をお願いします。

〈事務局〉

資料 1 により、環境モニタリング結果について御説明いたします。すこし長くなりますので、座って説明させていただきます。

当環境整備センターは、平成 27 年 1 月に最終覆土を完了しており、現在は埋立地から出てくる浸出水を処理するなどの維持管理を行っております。また、当センターの運営にあたっては、公害防止協定の中で、水処理施設から放流される放流水の排水基準等を定めています。

はじめに、環境モニタリング地点について、ご説明させていただきます。資料 1 の地図をご覧ください。右上に「地図」と書いてある資料です。左側の図がセンターの平面図で、グレーに着色した部分が埋立地です。右側の図は、センターの周辺図になります。

まず左の図を御覧ください。図の中程に、水色の丸印の【1】がありますが、こちらは、「浸出水」の採水地点です。「浸出水」とは、埋立地内に降った雨が廃棄物の中を通して出てくる水のことです。「浸出水」は、埋立地内の底に設置している遮水シートの上側に張り巡らされている排水管により集められます。集めた「浸出水」は、センター内にあります水処理施設へ送り、水処理施設で処理された水は、「放流水」として、水色の丸印の【2】の部分で、湯沢川の付替え河川に放流されます。

次に、センター敷地内の地下水の観測井戸でございます。1 つ目は、東寄り、図の右側の部分にある、青色の①の「観測井戸 1 号」です。こちらは、埋立地の上流に設置しており、埋立地の影響を受けていない地下水の水質を把握しています。2 つ目は、西端、図の左側にある青色の②の「観測井戸 2 号」です。こちらは、埋立地の下流の湯沢川沿いに設置している井戸で、埋立地の下流における地下水の汚染状況を把握しています。3 つ目は、敷地の南西、図の左下にある青色の③の「観測井戸 3 号」です。こちらは、センターの入口ゲート近くに設置している井戸です。埋立地の下に流れている地下水は、過去に実施した調査の結果、湯沢川の沢地形に沿って東から西へ流れると推測されていますが、一部の地下水については、南西側へも流れる可能性があるとの結果に基づき、この「観測井戸 3 号」を設置しています。4 つ目は、図の中央付近にある青色の④の「モニタリング人孔」です。この水は埋立地内の底に設置している遮水シートのさらに下に張り巡らされている排水管により集められた地下水です。この水は、雨水が埋立地内の廃棄物に触れ流れ出た水ではなく、埋立地の底の遮水シートよりも下にある地下水を確認するものです。

続いて、発生ガスの調査地点ですが、こちらは埋立地の中の緑色の丸になります。ここには、堅型集排水管という穴の空いた管が、埋立地の底から地表まで、埋まっていて、この堅型集排水管の中のガスを調査しています。

つづいて悪臭調査については、夏と冬で測定地点が異なります。夏は主に南風が吹きますので、センターを通過した南風を採取できるようセンター敷地北側、黄色のⅠを調査地点としています。冬は主に北風が吹きますので、センターを通過した北風が採取できるようセンター敷地南側、黄色のⅡを調査地点としています。

次に右側の地図を御覧ください。センターの周辺図です。右側の黒い斜線で塗ったところが環境整備センターです。センターの下流側にあたる場所において、放流水が流入する湯沢川の水質を水色の丸の2箇所、地下水の水質を青丸の6箇所でモニタリングしています。

次に、ホチキスで止まっていない別紙となっています A3 一枚紙「環境モニタリングで適用する水質に係る基準等の概要」をご覧いただきたいと思います。

これは、「放流水」、「湯沢川」、「地下水」に適用する「基準」と「基準項目」をまとめた資料です。

まず、「放流水」です。「放流水」には、「排水基準」が設定されており、根拠は先ほど説明した地元と取り結んだ公害防止協定や廃棄物処理法でございます。協定では、「国の定める基準値」の概ね 1/10 としています。「基準項目」は、生活環境項目、健康項目など全部で 42 項目あり、カドミウム、水銀、ダイオキシン類などの有害な物質が含まれていないか水質検査をしています。また、今年度の 4 月、国は廃棄物処理法のふん便汚染の指標を、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更しましたが、「大腸菌群数」も継続して検査を実施し、評価することとしました。

なお、「浸出水」の水質について基準はありませんが、検査で得られた数値を評価するため、放流水の排水基準値を参考値として比較しています。

湯沢川については、国が定めた河川の「環境基準」が適用され、根拠は「環境基本法」等になります。「環境基準」とは、「水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」というもので、行政の目標として設定されたものです。環境基準の項目は全部で 36 項目です。健康項目の基準値は、70 年間、1 日 1 L の水を飲み続けても健康に有害でないレベルとして設定されており、その多くが水道水質基準に準じています。なお、生活環境項目は、湯沢川には基準値が設定されていないため、下流の釜無川の基準値により評価しています。

地下水については、国が定めた地下水の「環境基準」が適用され、根拠は「環境基本法」になります。「基準項目」は全部で 29 項目あります。

このように放流水の水質検査結果は排水基準と比較し、湯沢川と地下水の水質検査結果は環境基準と比較して、評価しています。

今回ご報告する結果は、前回の安全管理委員会以降に得られた分の 1 月から 6 月までの調査結果となります。最初に、結論から申し上げますと、浸出水以外については、基本的に排水基準、環境基準等の基準値内でありました。

それでは、右上に資料 1、データと書いてあるものをご覧ください。1 ページ目は「浸出水」の環境モニタリング結果です。「浸出水」で排水基準値を超過した項目は、11 番の「溶解性マンガン」、42 番の「ほう素」となります。結果は、それぞれ排水基準「1mg/L」に対し、「2.0mg/L」と「1.6mg/L」でした。右側の折れ線グラフがありますが、濃度の上下動はあるものの、緩やかに低下しており、最近の測定結果では 1~2 mg/L 前後で推移しています。

続いて 2 ページは参考としまして、浸出水の「水温」、「pH」、「電気伝導率」、「塩化物イオン」について、長期的データとして、傾向を見ているグラフとなり、若干の数値の変動はあるものの、近年はおおむね安定した推移となっています。

3 ページをご覧ください。浸出水を処理した「放流水」の環境モニタリング結果です。青色に網掛けした検査項目は浸出水の分析結果が排水基準をこえていた検査項目です。11 番の「溶解性マンガ

ン」は「0.01mg/L 未満」、42 番の「ほう素」は「0.4mg/L」と、いずれも排水基準に適合するように適切に処理しています。その他のすべての検査項目においても、排水基準に適合しています。

4 ページをご覧ください。こちら 2 ページと同様の長期データとなります。直近の結果は安定しています。

5 ページから 10 ページをご覧ください。「地下水観測井 1 号」から「地下水観測井 3 号」のモニタリング結果です。結果は、地下水の環境基準と比較し評価しますが、すべての検査項目について、環境基準に適合していました。長期データの推移となりますが、その値は、埋立開始から現在に至るまでほとんど低位で変動はありません。

11 ページをご覧ください。「地下水集排水管モニタリング人孔」のモニタリング結果です。冬は渇水期のため降雨が少ないこと、4 月以降はまとまった雨がなかったことから、モニタリング人孔に通水がなかったため欠測となっております。

12 ページをご覧ください。長期データの推移となりますが、こちら 1 月以降は欠測となっております。

13 ページをご覧ください。放流水が流入する「湯沢川」のモニタリング結果です。調査結果は、河川の環境基準と比較しており、上流、下流ともすべて基準値内でした。なお、上流の 1 月の欠測の理由は、採水地点の直上にある朝穂堰で工事を行っており、そのため河川の水を止めており、水がなかったためです。

14 ページをご覧ください。センター周辺地下水のモニタリング結果です。北杜市や井戸所有者に御協力をいただき、センター周辺の 6 箇所の井戸で、年 2 回水質検査を実施しています。結果は、地下水の環境基準と比較し評価しますが、すべての検査項目について、環境基準に適合していました。なお、上神取地区の民有の 1 井戸では昨年 8 月同様に井戸ポンプ故障により、採水ができず、欠測となっております。

続きまして、15 ページをご覧ください。悪臭の測定結果です。「公害防止細目規程」で保全目標値を 13 以下と定めており、令和 7 年 1 月の結果は 10 未満となっていますので、例年と同様に保全目標値を達成しています。

次に「発生ガス」のモニタリング結果です。令和 7 年 1 月と令和 7 年 5 月の測定結果は、グラフのとおり過去に比べ比較的低濃度で推移しており、引き続きモニタリングを継続する中で、その推移を注視していきます。また、発生ガスの量については、1 分間あたりのガス流量が 10mL 未満から 13 mL でした。なお、廃棄物学会が作成した「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」では「ガスの発生が認められない」ことの判定基準として、「メタンガスと炭酸ガスの発生合計量が 1 分間あたり 1000mL」であることを目安としており、これを参考とすると十分小さい値となっています。

以上で環境モニタリング結果についての説明を終わります。

〈議長〉

ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明について、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。それでは、お願いいたします。

〈委員(地元代表)〉

3 ページの放流水の数値についてなんですが、42 番のほう素及びその化合物、これが 5 月 22 日の時点で 0.4 mg/L という数字になっていますが、ご覧いただいておりますように、以前のものと比較しますと一桁数値が大きくなっているのですが、この要因あるいは原因を教えてくださいたいと思います。

〈事務局〉

数値が高くなっている理由ですが、昨年度から色々とお説明しています PFOS 及び PFOA の処理について、ほう素除去装置と競合をしているという旨をご説明させていただいております。その関係で PFOS 及び PFOA の処理とほう素除去装置の処理とを調整する関係で、いつもよりも高い数値が出てしまっておりますが、排水基準に適合するように維持管理を務めてまいります。

〈委員(地元代表)〉

ありがとうございます。PFAS の処理の関係で、活性炭処理という形をとっているわけですけど、今のご説明をお聞きますと、前回の委員会ですか、臨時の委員会の中でもご説明をいただいたように、思わぬ数値が上がってしまったと、非常にその辺が、処理の仕組みが非常に難しいという話を聞きました。その影響でこのほう素の、通常のほう素の数値が上がってしまったという理解をさせていただきたいと思いますが、中々難しい、今後においても中々ご苦労されることなのかと思いますが、今後ともぜひ留意をしていただいて、適切な処理、そして数値はもうクリアしていますけれども、できるだけ低い数値に押さえ込んでいただくような対応をお願いしたいと思います。以上です。

〈議長〉

はい、どうもありがとうございます。他にご意見、ご質問ありますでしょうか。

ないようなので、議題の 2 番目「PFOS 及び PFOA モニタリング結果について」を議題とします。引き続き説明をお願いいたします。

〈山梨県〉

資料 2 により、「PFOS 及び PFOA モニタリング結果について」を御説明いたします。すこし長くなりますので、座って説明させていただきます。

資料の 1. モニタリング結果の表を御確認ください。令和 7 年 1 月 30 日開催の安全管理委員会で確認しましたとおり、8 月、1 月は 5 地点すべてで採水を行い、5 月、10 月は浸出水、放流水、防災調整池の 3 地点で採水を行います。これは、事業団で行っている環境モニタリングに合わせて設定しました。

各地点の位置関係は 2. 採水地点図に示したとおりです。国で定めている PFOS 及び PFOA に係る指針値は、凡例のとおり緑色で標記した浸出水、放流水には適用されず、青色で標記した防災調整池、観測井 2 号、観測井 3 号に適用され、評価しております。

今回は、5 月に採水したモニタリング結果の説明となります。表の 5 月 22 日の欄に示しましたとおり、浸出水は 210ng/L、放流水は 49ng/L、防災調整池は 19ng/L でした。防災調整池において公

共用水域(河川)に適用される指針値の 50ng/L を下回りました。

今後も、事業団と連携して処理施設の維持管理を継続いたします。以上、説明を終わります。

〈議長〉

資料 2 についての説明ですけど、これについてご意見ご質問ありますか。

ちなみに、これは右上に環境整備課とありますが、測定は県の環境整備課でよいですか。

〈委員(山梨県)〉

測定は県で行っております。

〈議長〉

他にご意見ご質問ありますか。それではお願いします。

〈委員(地元代表)〉

浸出水の数値が指針値、ゆくゆくは基準値になるわけですけども、これをオーバーしている状況、今回 5 月 22 日の時点で 210ng/L という数値が出ておりますけれども、昨年度から 1 年ぐらい経過を調べていただいて、1 年ぐらい経過していますけど、何か傾向見たいな、上下数値が動いていますけど、何か傾向見たいなものを読み取れるようなものってあるのでしょうか。

〈委員(山梨県)〉

測定を始めて 1 年ということで、データもある程度出てきていて、季節変動があるのではないかと、うふうに考えておりますけれど、はっきりしたことは今後もデータを蓄積していく中で分かってくることもあるのではないかと考えております。

〈議長〉

よろしいですか。

今のようなご意見を受けて、長期の変化がわかる資料を用意していただければと思います。

〈委員(山梨県)〉

先ほど地元委員の方から指針値が浸出水に適用されるというようなご発言があったのですが、指針値は河川・地下水に適用されるもので、処分場の浸出水に適用されるものではないということだけは説明させていただきます。

私どもは河川や地下水で指針値をクリアできるように維持管理をしてまいります。

〈委員(地元代表)〉

今の課長さんの答え、私ももちろんそのことは理解していますけれども、私ども安全の側に立った意見とすれば、水道水の基準に今度から含まれるわけですから、PFAS が、そういう状況がこれから発生してくることの中で、確かにこの浸出水の基準は、先ほどご説明いただいたように、河川の環境基準

を準用しているというふうには承知しておりますから、そのことは私もご説明の通りだということが分かった上で発言をさせていただいております。

〈議長〉

他にご意見ご質問ございますか。

なければ、終わります。3番目の「その他」に入りまして言い忘れたことも含めて何かございますか。事務局からその他がなければ、委員の方々その他意見発言ございますか。

それではお願いします。

〈委員(学識経験者)〉

先ほど地元委員よりご報告ありましたように、廃棄物資源循環学会の方で十年ぐらいかけて丁寧に廃止に関する提言とか、実態とかについて調査した結果を報告させていただいておりますので、ぜひ関係される方は、先ほどのご説明でもすぐに廃止に向けてということではないということでしたけれども、最終処分場はやはり最終的には廃止というのを目指すということになるかと思っておりますので、長期的に、まあこういう観点で、細かなところも少しご参考になるかと思っておりますので、見ていただければと思います。あの参考情報でございます。よろしくお願い致します。

〈議長〉

肝や要点のようなものをご説明いただくことはできませんか。

何ページもある報告書を読むのも大変なので、肝や要点なんかを、この場の一般の方々にも簡単にご説明いただくことは可能ですか。

〈委員(学識経験者)〉

そうですね。特に今回、実は浸出水のところの課題よりは、国内の最終処分場で大きな課題となっている項目はガス発生というのが非常に多くて、計測方法も含めて結構調査の難易度が高いのです。このあたりで廃止ができないという処分場が増えていたところで、特にガスの発生量の推定と、その評価についてのところが特にボリュームが大きいかなと思います。

浸出水の項目についてはさほどページは多くなくて、先ほどご紹介いただいたとおりで、国が定める基準と異なる数値を設定された処分場において、中々その維持管理基準に達しないというような、報告させていただいているというような内容でございます。

ちょっと簡単にというのはなかなか難しいですが、以上となります。また、何かあのご質問等あれば個別にお伺いできるかと思います。遠慮なくご相談くださいというところでございます。よろしくお願い致します。

〈議長〉

ありがとうございます。

〈委員(地元代表)〉

せっかく話をいただきましたので、少し読ませていただいた程度ですけれども、気になるところもあったのですが、廃止基準のガスの状況については、いろいろ説明もあって承知はしているつもりですが、それ以外の廃止基準の中で、埋め立てしている現場の土中の温度と周辺の土中の温度の違いが、異常性があるものについては廃止基準クリアということとはできないという受け止めができる表記がありましたけれども、私どもの明野の処分場はその土中の温度というのは計測するということのをこれまでの間に行っているのでしょうかね。その辺のこと、ちょっと私わからないので。

〈議長〉

事務局の方からお願いします。

〈事務局〉

御説明させていただきます。地温については環境モニタリングとはまた少し別の観点ですので、この委員会では説明をしていないのですけれども、今後の廃止を見据えまして測定はしております。

測定の仕方につきましては、先ほど発生ガスの方で縦型集排水管というものが埋立地内に縦に入っていますよとご説明をしたのですけれども、そちらを利用して、温度計をその中にと差し込みまして、深さ 1m、深さ 2m、深さ 3m という形で計っております。

周辺のものも一緒に測ってまして、そこと比較しましても温度に異常な違いがないということは確認しております。

〈議長〉

よろしいでしょうか。

私の個人的見解ですけど、廃止基準といろいろ書いてあるのですが、具体的にどこをどうやって測定するのかということがいまい不明なのです。今の温度だって、水の場合は集めて流れてくるから調べてとなるのですけど、大気とか温度というのはどこで測定するのかと聞いてくるのだけど、それをどうやるかということがはっきりしない。この委員会でも廃止していくことを考えることになったら、そもそもその話から始まるのではないかと個人的には考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

〈委員(地元代表)〉

大変失礼ですけども、せっかくですので、今の時点で今のことにに関して学識経験者の委員のご見解を何かいただければ。

〈委員(学識経験者)〉

温度に関してということであれば、法令上は特に指定がないので、我々学会の方では先ほどご紹介、事業団さんが行われていたように、後から地中に温度計入れることできないのでガス抜き管等での温度計測とかをするという事例も少しご紹介をさせていただいているところです。

現状、もう埋め立てが終わっている処分場で測定するという際に関しては適切な方法ではないかなと考えます。ただ、細かな点、ガス抜き管が開放のままですと下部から空気が流通していますので測

定の時間とか、深さ方向と言われていたので、非常に丁寧にされているのではないかなというふうには感じています。はい、以上です。

〈委員(地元代表)〉

ありがとうございました。

〈議長〉

日本国中に廃止という話があって、私の感覚ではあんまりはっきりしないところなので、この委員会で処分場の廃止という話になったら、一般的な合格から議論して、他の処分場の見本になるようなものができればいいなと、これは個人的な考えです、というふうに思っています。

それではその他にございますか。

それでは少し早めに終わりましたけど、以上で今日の会議を終わらせていただきます。

〈司会〉

委員長には、円滑に議事を進行していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様のご協力にも感謝申し上げます。以上をもちまして、本日の安全管理委員会を終了いたします。

なお、今年度第2回目の定例の安全管理委員会につきましては、来年2月頃に、こちらの会議室にて開催を予定しています。日程が確定しましたら通知させていただきますので、ご多用中恐れ入りますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。本日は、ありがとうございました。

なお、出口の混雑を避けるため、先に傍聴者の皆様からご退室をお願いいたします。報道機関、委員及び県の皆様は順次ご案内いたしますので、その場でしばらくお待ちください。オンラインでご出席の委員の方ありがとうございました。

なお、囲み取材については、退室完了後、こちらの会議室内にて、環境整備課長が対応いたします。ありがとうございました。